

5月中旬に固定資産税と軽自動車税の納税通知書を発送しますので、内容確認をお願いします。町外へ引っ越しなどをされてから、また別の住所へ引っ越しした場合は、届かないことがあります。大変お手数ですが、引っ越しされた場合は西ノ島町役場町民課までご連絡ください。

<お問い合わせ先> 西ノ島町役場 町民課 ☎ 08514 - 6 - 0103



軽自動車税とは

賦課期日（4月1日）現在、町内に主たる定置場のある原動機付自転車・軽自動車等を所有している方に納めていただく税金です。4月2日以降に譲渡・廃車の手続きをしても4月1日現在の所有者が納税義務者となり、年税額を納めていただく必要があります。

経年車重課

三輪および四輪以上の軽自動車について、最初の新規検査から13年経過した車両は、標準税率より高い重課税率が適用されます。令和8年度は、平成25年3月31日以前に最初の新規検査を行った車両が対象です。

【例】四輪軽自動車（乗用・自家用）の場合：7,200円 → 12,900円

減免

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳をお持ちの方または生計を一にする方が所有・運転する場合等に一定条件を満たしていれば、申請により軽自動車税の減免を受けることができます。詳しくは広報4月号、町ホームページでご確認をお願いします。令和8年度分の減免を受ける場合は、**5月20日（水）までに申請が必要**です。期限を超えると減免できませんので、予めご了承ください。

広報4月号
「減免制度のお知らせ」はこちら▶



申請に必要なもの

- 軽自動車税減免申請書
- 運転免許証の写し
- 障がい者手帳の写し
身体障害者手帳
精神障害者保健福祉手帳
療育手帳 など



車の手続き忘れずに！

引っ越しした時、所有者が変わった時には、速やかに手続きをしてください。手続きを行わないと、リコール案内（車の欠陥に関する重要な通知）、保険のお知らせが届かない、盗難や事故の時に所有者や使用者の確認が遅れる等の支障が生じる恐れがあります。

車の種類	お問い合わせ先
原動機付自転車（特定小型を含む、125cc以下のバイク） 小型特殊自動車	西ノ島町役場 町民課 税務係 ☎ 08514 - 6 - 0103
軽三輪・軽四輪	島根県軽自動車協会（松江市馬潟町68番地11） ☎ 050 - 3816 - 3083
軽二輪（125cc超250cc以下） 二輪の小型自動車（250cc超）	中国運輸局島根運輸支局（松江市馬潟町43番地3） ☎ 050 - 5540 - 2071（登録部門）



軽自動車を5月に廃車にしました。納付を済ませていますが、還付はありますか。

A. 普通自動車には月割課税制度がありますが、軽自動車税には月割課税制度がありません。よって、年度の途中で廃車しても、月割りでの税金の還付はありません。軽自動車税は、毎年4月1日を基準日として課税しますので、4月2日以降に廃車された場合は、その年度分の税金は納めていただくこととなります。



原付バイクを知人に譲りましたが、納税通知書が届きました。

A. 廃車申告（名義変更）の手続きが済んでいないか、4月2日以降に名義変更手続きがされた可能性があります。まずはその知人（譲った人）にご確認をお願いします。

固定資産税と軽自動車税の納税通知書を発送します

固定資産税（1期）・軽自動車税

納付期限：令和8年6月1日（月）

口座振替日：令和8年5月28日（木）



固定資産税とは

固定資産税（土地、家屋、償却資産）は、毎年1月1日（賦課期日）現在で固定資産を所有している人が、その資産の評価額を基に算定された税額をその資産が所在する市町村に納める税金です。令和7年中（1月～12月）に取得した土地や新築した家屋は、令和8年度から課税されます。

税額の計算方法 課税標準額 × 1.4%（税率） = 税額



必ずご確認ください

建物を新築や増築したとき	不動産登記法により、 新築や増築した場合は法務局に建物登記申請をしなければなりません。 申請が受理されると、法務局から町に登記に関する通知が届きますので、固定資産の所有者として、固定資産課税台帳に登録されます。
未登記家屋の所有者が変わったとき	売買や相続等で所有者を変更したときは「未登記家屋名義変更届」を提出してください。 届け出させていただいた翌年度から名義が変更になります。なお、登記をされている家屋については、法務局への手続きが必要になります。
家屋を取り壊したとき	家屋（車庫や物置等も含む）を取り壊したときは町民課までご連絡ください。 担当職員が現地を見て滅失の確認をした翌年度から、固定資産税が課税されなくなります。なお、登記されている家屋は、法務局で滅失登記申請をする必要があります。町への連絡だけでは、登記は抹消されませんのでご注意ください。
固定資産課税台帳に登録されている所有者が死亡したとき	固定資産（土地・家屋）の登記簿上の所有者が死亡し、相続登記が完了していない場合、その固定資産は現所有者（通常は相続人）の共同財産となり、相続人全員が連帯して納税義務を負うことになります。 現所有者となったときは、代表者を選んでいただき「相続人代表者指定届」を提出してください。 「相続人代表者指定届」は登記完了までの間、納付書等を確実に納税義務者へ送付するためのものであり、登記簿上の名義が変わるわけではありません。また、令和6年4月から相続登記は義務化されました。届け出の期限は、自身が現所有者であることを知った日から3年以内となります。

相続登記、住所・名前の変更登記について

相続登記

令和6年4月1日から相続登記が義務化されました。相続したことを知った日から3年以内に登記の手続きをお願いいたします。

住所・名前の変更登記

令和8年4月1日から住所・名前の変更登記が義務化されました。住所・氏名の変更の日から2年以内に登記の手続きをお願いいたします。

<登記に関するお問い合わせ> 松江地方法務局 西郷支局 ☎ 08512 - 2 - 0240

よくある質問



令和7年11月に売買登記して初めて固定資産を取得しましたが納税通知書、課税明細書が届きません。なぜですか。

A. 本町内の同一人が所有するすべての資産が免税点未満（土地が税額4,200円未満、家屋2,800円未満、償却資産21,000円未満）の場合は請求しないため、通知をお送りしておりません。なお、納税通知がなかった方でも、固定資産名寄帳で所有している資産の確認をすることができます。



数年前に新築した家屋の税額が急に高くなりました。なぜですか。

A. 新築された家屋については、新築後一定期間、固定資産税額が軽減されます。令和4年に新築した一般住宅と令和2年に新築した長期優良住宅は本年度からこれまで適用された軽減がなくなることで高くなります。